

法学協会雑誌 第一三二卷 総目次

論 説

「帝国監督」と公法学における利益法学

——トリールによる連邦国家の動態的分析(二)

駒澤大学専任講師 大西 楠・テア

一 一

フランスにおける「契約の法性決定」(二)

東京大学教授 森田 修

一 七九

(三)

四 一三三

(四)

九 一六四

(五)

二 一〇〇九

(六・完)

三 二三八

疾病による労務提供不能と労働契約関係の帰趨

——休職・復職過程における法的規律の比較法的考察(一)

横浜国立大学准教授 石崎由希子

二 一〇二

(二)

四 五四三

(三)

六 九三七

(四)

八 三三六

(五・完)

一〇 一八三

会社更生法における「公正かつ衡平」の意義について(三)

北海道大学准教授 栗原伸輔

二 九五

(四)

三 四八五

号 頁 通頁

『実体』法の実現における『手続』の役割

—アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から(一)……東京大学特任助教 高橋脩一

(一)……………三 一 三五

(二)……………四 六三 六〇五

(三)……………五 九〇 八四二

(四)……………六 一〇 一〇四六

(五)……………七 一 一二九

(六)……………八 一〇三 一四六三

(七)……………九 一〇〇 一七三

(八・完)……………一〇 九四 一八九六

公共危険犯としての放火罪(一)……………法政大学准教授 佐藤輝幸

(一)……………五 一 七五三

(二)……………六 一七〇 一〇六

(三)……………七 一 一三〇五

緊急避難論の再検討(六)……………東北大学准教授 遠藤聡太

非営利団体財産に対する離脱者の権利(七)……………立教大学准教授 山口敬介

九 一 一六〇三

研究

一八七二年インド契約法六三条の研究——債務減免と約因(一)……………東京大学助教 比嘉義秀

八 一五 一五二

経営者報酬の決定・承認手続(一)……………東京大学助教 津野田一馬

一〇 二七 一九九

民集六三卷一〇号

四〇 建築確認の取消訴訟において建築安全条例に基づく安全認定の違法を主張すること

の可否(平二一・一二・一七)……………

板垣勝彦 一 一六 一六

民集六四卷八号

三二 一 自ら設置した電気通信設備について、電気通信事業法上、他の事業者に対して

当該設備に接続して利用させる義務を負っていた場合において、実質的に評価すると接続の対価として認可を受けた接続料金を下回るユーザー料金を届け出た行為が、単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面を持ち、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競業者のF T T Hサービス市場への参入を著しく困難にするなどの効果を持つとして、独禁法二条五項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当すると判断した事例

二 需要の代替性の観点から市場画定を行い、独禁法二条五項の「一定の取引分野」を認定した上で、既存の競業者による牽制力が不十分であった点を指摘して、同項にいう「競争を実質的に制限すること」、すなわち市場支配力の形成、維持ないし強化という結果が生じていたことを肯定した事例(平二二・一二・一七)……………

滝澤紗矢子 八 二七 一五七

民集六六卷三号

八 音響製品等の設置、修理等を業とする会社と業務委託契約を締結して顧客宅等での出張修理業務に従事する受託者の労働組合法上の労働者への該当性(平二四・二・二二)

土岐将仁 二 三五 三五

民集六六卷一二号

二九 根保証契約の主たる債務の範囲に含まれる債務に係る債権の譲渡が元本確定期日前

民集六七卷四号

にされた場合に譲受人が保証債務の履行を求めることの可否(平二四・一二・一四)……小峯庸平 七 二三 三四

七 医薬品の欠陥の有無の判断における、引渡し時点で予見し得る副作用に係る情報提供の適切性の意義

医療用医薬品の副作用に係る情報の提供方法

予見し得る副作用に関する添付文書の記載の適切性の判断基準(平二五・四・一二)……大澤逸平 五 一四 八九

八 債務整理に係る法律事務を受任した弁護士が、特定の債権者の債権につき消滅時効の完成を待つ方針を採る場合において、右方針に伴う不利益等や他の選択肢を説明すべき

委任契約上の義務を負うとされた事例(平二五・四・一六)……瀬戸口祐基 三 一四 五三

民集六七卷五号

一一 年次有給休暇発生要件としての八割出勤要件の算定方法(平二五・六・六)……高橋奈々 二 一七 二七五

民集六七卷九号

二四 国立大学法人が所持しその役職員が組織的に用いる文書についての、民事訴訟法二

二〇条四号ニ括弧書の類推適用及び同号ロの適用(平二五・一二・一九)……内海博俊 六 三五 一九五

民集六八卷二号

三 共同相続人のうち自己の相続分の全部を譲渡した者と遺産確認の訴えの当事者適格

(平二六・二・一四)……宇野瑛人 一〇 一八四 一九六

四 共同相続された株式、委託者指図型投資信託受益権及び国債は、相続開始と同時に当

然に相続分に応じて分割されるか(平二六・二・二五)……………

嶋津 元 三 一五 一三五

民集六八卷四号

八 一 人事に関する訴え以外の訴えにおける民訴法一一八条一号のいわゆる間接管轄の

有無の判断基準

二 違法行為により権利利益を侵害され又は侵害されるおそれがある者が提起する差止

請求に関する訴えと民訴法三条の三第八号の「不法行為に関する訴え」

三 違法行為により権利利益を侵害され又は侵害されるおそれがある者が提起する差止

請求に関する訴えにおける民訴法三条の三第八号の「不法行為があつた地」の意義

四 違法行為により権利利益を侵害され又は侵害されるおそれがあるとして差止請求を

認めた外国裁判所の判決について民訴法一一八条一号のいわゆる間接管轄の有無を判断

する場合において、民訴法三条の三第八号の「不法行為があつた地」が当該外国裁判所

の属する国にあるといたうために証明すべき事項(平二六・四・二四)……………

金 彦叔 九 一八 一七三